

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第183回 個人情報保護法に2回目のパブリックコメント

中国全国人民代表大会（全人大）が2020年10月21日に「個人情報保護法」の草案（以下「一次草案」という）を公表して意見募集を行ったことについて、本欄第170回でご紹介しました。21年4月29日になり、全人大は再び「個人情報保護法」の草案（二次審議稿、以下「二次草案」という）を公布し、意見募集を開始しました。今回はこの二次草案中の重要な内容について解説いたします。

◇日系企業が情報漏えいによって被害を受けたケース

現地日系企業のK社は中国国内でサービス業に従事しており、顧客向けのポイントサービスを設けることとした。これに伴い、K社は米国系のクレジットカード会社S社と契約し、K社の会員はK社のポイントを取得する前の消費記録を提供することでS社のクレジットカードのポイントを取得できることを約定した。

18年から、K社では顧客からのクレームが相次ぐようになり、消費行動の後にK社のプラットフォーム上でポイントを取得できない問題が報告された。調査したところ、身分不明の者が顧客の身分を使ってS社のポータルサイト上でアカウント登録を行い、顧客の消費情報を提供してS社のクレジットカードポイントを取得していたことがわかった。このような事態が起きた背景として、身分情報と消費情報を含む顧客の個人情報が漏えいしていることを確信したK社が弁護士のサポートを受け調査した結果、K社のある代理店の従業員が無断で顧客の個人情報を外部に販売していたことが発覚した。このため、K社から代理店に相応の対応を求め、代理店が顧客に対し、ポイントの損失分を賠償する結果となった。

◇二次草案中の注目される内容

一次草案に比べると、二次草案に重大な内容調整があったわけではなく、一部の内容の調整と追加が行われ、第170回でご紹介した一次草案の重点内容についても変更はありません。二次草案の中で注目される重要な内容には以下があります。

1. 情報収集の「最小限原則」について、「個人の権益への影響が最も小さい方式の採用」という要件を追加した。「影響が最も小さい」ことの判断にはかなり主観性があるため、今後の運用方法が注目される。

2. 「公開、透明性原則」において、一次草案では個人情報処理者（以下「事業者」という）は処理規則を明示すべきであるとしていたが、さらに処理方式、目的および範囲を明示すべきであると明確化したことで、事業者の負担する義務が増大した。

3. 個人情報の国外提供の方式において、一次草案で「国外受領側との契約締結」を規定していた部分が、「国家インターネット情報機関が制定する標準契約書を使用して国外受領側と契約を締結する」と修正された。このことから、情報の国際間移動に関する契約の内容も、中国政府による管理・規制をかなり受けることになると思われる。

4. 一次草案の「事業者は定期的に監査を行わなければならない」を「事業者は定期的にコンプライアンス監査を行わなければならない」に修正した。なおかつ、政府所管機関が、事業者について大きなリスクが存在する、または個人安全上の問題が生じていると判断した場合、専門機関に委託して個人情報処理の活動についてのコンプライアンス監査を受けるよう事業者に要求することができるという規定を追加した。

ここで、監査とは会計監査のことではなく、個人情報処理活動に対するコンプライアンス面の監査およびリーガルチェックであることに留意する必要がある。

5. 個人情報の処理を受託する主体も、本法に規定される各種の事業者と同様の義務を負うことを新たに規定した。

6. 事業者が、個人情報権益に受ける侵害について「推定過失責任」を負担することをより明確に規定した。すなわち、事業者は自己に過失がないことを証明できない限り、賠償責任を負わなければならない。

7. 事業者が違法に個人情報を処理し、多くの個人の権益を侵害した場合、検察院、政府所管機関またはその行為を確定した組織から裁判所に起訴できることを新たに規定した。この訴訟の法的性質は公益性集団訴訟に類似する。

◇日系企業へのアドバイス

中国の法律が制定される過程で2回以上の意見募集が実施されることは珍しく、中国政府が本法を非常に重視していることがうかがわれます。また今回の草案修正は、本法の立法プロセスに大きな前進があったことを反映しており、正式可決を経て本法が施行開始となる日がますます近づいていることから、日系企業では早めに本法の内容を把握し、十分な対応準備を行うようお勧めいたします。

成都市金堂県、航空関連などで5240億円の投資

中国四川省成都市東部の金堂県と市投資促進局は20日、同県へ25件、総額309億0900万元（約5240億円）となる産業関連の投資契約を各社と結んだ。成都日報が21日伝えた。

25件は太陽光エネルギーや航空、安全対策、商業サービス、食品関連などの分野の投資。同国送電大手、国家电网の子会社でヘリコプターの運航などを手掛ける国網通用航空は、5億元を投じて中国西南地区本部を建設する。（時事）

成都「四川料理博覧館」10月開館へ

中国四川省成都市の国有投資会社、成都蜀都川菜産業投資発展は21日、自社が成都市◆（卑におおざと）都区で建設中の「中国四川料理博覧館」がほぼ完成し、10月の開館に向けて準備中であることを公表した。紅星新聞が24日伝えた。

博覧館は、四川料理の紹介や関連資料の展示、業者間の交流事業などを行う施設となる。「第4回世界四川料理会議」の現地開催に合わせて開館する予定だ。（時事）

武漢研究所3人、19年秋に治療＝新型コロナと関連か―米報告書

【ワシントン時事】米紙ウォール・ストリート・ジャーナル（電子版）は23日、中国・武漢のウイルス研究所の研究者3人が2019年11月に体調を崩し、病院で治療を受けていたことが米情報機関の報告書で明らかになったと報じた。新型コロナウイルスとの関連性は不明だが、ウイルスの起源をめぐる再調査の要求を後押しする可能性がある。

トランプ前政権は1月、同研究所で19年秋に新型コロナや季節性の病気と一致する症状を呈した複数の研究員がいたと指摘していた。今回の報告書は具体的な時期や人数を示したという点で、より踏み込んだ内容という。

しかし、その内容を知る米政府関係者の間でも評価は分かれている。ある消息筋は同研究所とウイルスの関連性について重要な証拠になる可能性を指摘しつつも、さらなる調査や実証作業が必要だと強調。別の筋は「複数の情報源からもたらされた情報で非常に正確だ。ただ、なぜ研究者らが病気になったのかが分からない」と述べた。